

○富士見市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第223号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行う事業（以下「日常生活用具給付等事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示103・平27告示95・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

(平27告示95・令5告示278・一部改正)

(実施方法)

第3条 日常生活用具給付等事業において行うサービスは、次のとおりとする。

- (1) 日常生活用具の購入に要した費用の全部又は一部を支給すること。
- (2) 日常生活用具を貸与すること。

(給付等の対象とする日常生活用具)

第4条 給付の対象とする日常生活用具は、別表の用具名の欄に掲げるとおりとする。

2 貸与の対象とする日常生活用具は、福祉電話及びファクシミリ装置とする。

(給付等の対象者)

第5条 日常生活用具の給付を受けることのできる者は、別表の対象者の欄に掲げる者のうち、本市に居住地を有する障害者等（法第19条第3項の規定により本市以外の市町村が支給決定をしている者を除く。）又は同項の規定により本市が支給決定をした本市以外に居住地を有する障害者であって、日常生活用具の給付が必要であると市長が認めるものとする。

2 日常生活用具の貸与を受けることのできる者は、前項に定める対象者に該当する者であって、市町村民税非課税世帯に属するものとする。

(令5告示278・一部改正)

(給付の額)

第6条 第3条第1号の規定に基づき支給する額は、別表の基準額の欄に掲げる額を限度として、日常生活用具の購入に要した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、当該基準額の100分の10に相当する額が日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）の家計に与える影響その他の事情をしん酌して別に定める額を超えるときは、100分の100に相当する額以下の範囲内において別に定める額とする。

(平27告示95・一部改正)

(給付等の申請等)

第7条 日常生活用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者は、日常生活用具給付等申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、当該申請の内容を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、日常生活用具の給付等の要否を決定し、日常生活用具給付等決定・却下通知書（様式第2号）を当該日常生活用具給付等申請書の提出をした者に通知するものとする。この場合において、給付決定者については、日常生活用具給付券（様式第3号）を交付するものとする。

4 日常生活用具給付券の交付を受けた者は、給付の決定を受けた日常生活用具の購入をするときは、当該給付券を当該給付の決定に係る用具業者（以下「給付決定用具業者」という。）に提出しなければならない。

(平27告示95・令5告示278・一部改正)

(給付の特例)

第8条 市は、給付決定者の申出等に基づき、当該給付決定者に給付すべき額の限度において、当該給付決定者に代わり、給付決定用具業者に支払うことができる。

2 前項の規定により支払をしたときは、給付決定者に対し、日常生活用具の給付があったものとみなす。

(平27告示95・一部改正)

(同一の用途の日常生活用具の給付)

第9条 市は、給付決定者に対し、既に支給した日常生活用具と同一の用途の日常生活用具（別表の耐用年数の欄に掲げる期間の経過後に申請する場合その他市長がやむを得ない事由があると認める場合のものを除く。）を給付しないものとする。

(平27告示95・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、日常生活用具給付等事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平27告示95・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(富士見市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 富士見市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成13年告示第7号）

(2) 富士見市重度身体障害者住宅改修費等給付事業実施要綱（平成13年告示第8号）

(3) 富士見市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成13年告示第9号）

(4) 富士見市重度障害児・者住宅改修費等給付事業実施要綱（平成13年告示第10号）

附 則（平成25年3月29日告示第103号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第95号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第161号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第119号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市公共下水道区域外流入事務取扱要綱、第2条の規定による改正前の富士見市家庭保育室事業実施要綱、第3条の規定による改正前の富士見市小規模住戸形式集合住宅に関する指導要綱、第4条の規定による改正前の富士見市ホームヘルプサービス事業運営要綱、第5条の規定による改正前の私道に対する公共下水道整備事務取扱要綱、第6条の規定による改正前の富士見市重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱、第7条の規定による改正前の富士見市埋蔵文化財緊急発掘調査指導要綱、第8条の規定による改正前の富士見市障害児・者生活サポート事業実施要綱、第9条の規定による改正前の富士見市就学援助費支給要綱、第10条の規定による改正前の富士見市日常生活用具給付等事業実施要綱、第11条の規定による改正前の富士見市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第12条の規定による改正前の富士見市家庭保育室保護者負担軽減費支給要綱、第13条の規定による改正前の富士見市一時預かり事業実施要綱、第14条の規定による改正前の富士見市訪問入浴サービス事業実施要綱、第15条の規定による改正前の富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱、第16条の規定による改正前の富士見市福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱、第17条の規定による改正前の富士見市建設工事共同企業体取扱要綱、第18条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会活動支援補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の富士見市国民健康保険税減免取扱要綱、第20条の規定による改正前の富士見市病児・病後児保育事業実施要綱、第21条の規定による改正前の富士見市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱、第22条の規定による改正前の富士見市骨髄移植ドナー助成事業補助金交付要綱、第23条の規定による改正前の富士見市地域まちづくり協議会事業助成金交付要綱、第24条の規定による改正前の富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱、第25条の規定による改正前の富士見市立保育所時間外保育事業実施要綱、第26条の規定による改正前の富士見市防災連絡会活動支援事業補助金交付要綱、第27条の規定による改正前の富士見市小規模保育改修費等支援事

業補助金交付要綱、第28条の規定による改正前の富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱、第29条の規定による改正前の富士見市定期巡回・随時対応サービス開始準備支援事業補助金交付要綱、第30条の規定による改正前の富士見市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱、第31条の規定による改正前の富士見市自主防災組織育成補助金交付要綱、第32条の規定による改正前の富士見市環境施策推進市民会議補助金交付要綱、第33条の規定による改正前の社会福祉法人富士見市社会福祉協議会補助金交付要綱、第34条の規定による改正前の富士見市養育支援訪問事業実施要綱、第35条の規定による改正前の川越地区保護司会富士見支部補助金交付要綱、第36条の規定による改正前富士見市民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱、第37条の規定による改正前の富士見市町会長連合会補助金交付要綱、第38条の規定による改正前の富士見市コミュニティ協議会補助金交付要綱、第39条の規定による改正前の富士見ふるさと祭り開催事業補助金交付要綱、第40条の規定による改正前の富士見市地域活性化研究会補助金交付要綱、第41条の規定による改正前の富士見市交通安全啓発推進事業補助金交付要綱、第42条の規定による改正前の富士見市内循環バス運行事業補助金交付要綱、第43条の規定による改正前の富士見市ノンステップバス導入促進事業補助金交付要綱、第44条の規定による改正前の富士見市既存住宅耐震診断補助金交付要綱、第45条の規定による改正前の富士見市既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱、第46条の規定による改正前の富士見市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱、第47条の規定による改正前の富士見市食生活改善推進員協議会補助金交付要綱、第48条の規定による改正前の富士見市高等職業訓練促進給付金等支給要綱、第49条の規定による改正前の富士見市地産地消推進事業補助金交付要綱、第50条の規定による改正前の富士見市農業振興事業補助金交付要綱、第51条の規定による改正前のふじみ産業元気づくり事業補助金交付要綱、第52条の規定による改正前の富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金交付要綱、第53条の規定による改正前の富士見市経営所得安定対策等推進事業補助金交付要綱、第54条の規定による改正前の富士見市農業用揚水施設電気料金補助金交付要綱、第55条の規定による改正前の富士見市農業用小用排水路工事等補助金交付要綱、第56条の規定による改正前の富士見市住宅改修工事補助金交付要綱、第57条の規定による改正前の富士見

市商工会事業補助金交付要綱、第58条の規定による改正前の富士見市国際交流事業補助金交付要綱、第59条の規定による改正前の婦人会活動補助金交付要綱、第60条の規定による改正前の富士見市母子保健推進員連絡協議会補助金交付要綱、第61条の規定による改正前の富士見市歯科医師会補助金交付要綱、第62条の規定による改正前の富士見医師会補助金交付要綱、第63条の規定による改正前の一般社団法人東入間医師会補助金交付要綱、第64条の規定による改正前の富士見市移動支援事業補助金交付要綱、第65条の規定による改正前の富士見市日中一時支援事業補助金交付要綱、第66条の規定による改正前の社会福祉法人入間東部福祉会補助金交付要綱、第67条の規定による改正前の社会福祉法人ゆいの里福祉会補助金交付要綱、第68条の規定による改正前の富士見市障害児・者生活サポート事業補助金交付要綱、第69条の規定による改正前の富士見市地域活動支援センター機能強化事業補助金交付要綱、第70条の規定による改正前の富士見市障害者等福祉団体補助金交付要綱、第71条の規定による改正前の富士見市精神障害者支援事業補助金交付要綱、第72条の規定による改正前の水子貝塚星空シアター開催事業補助金交付要綱、第73条の規定による改正前の難波田城公園活用推進協議会補助金交付要綱、第74条の規定による改正前の富士見市委託外予防接種補助金交付要綱、第75条の規定による改正前の富士見市統計調査員候補者登録制度要綱、第76条の規定による改正前の富士見市子どもフェスティバル開催事業補助金交付要綱、第77条の規定による改正前の富士見市訪問入浴サービス事業補助金交付要綱、第78条の規定による改正前の富士見市子ども会育成会等補助金交付要綱、第79条の規定による改正前の富士見市青少年育成市民会議補助金交付要綱、第80条の規定による改正前の富士見市青少年育成推進員の会補助金交付要綱、第81条の規定による改正前の富士見市青少年相談員協議会補助金交付要綱、第82条の規定による改正前の富士見市国民健康保険組合補助金交付要綱、第83条の規定による改正前のふじみ福祉フォーラム21開催事業補助金交付要綱、第84条の規定による改正前の富士見市子どもスポーツ大学ふじみ開催事業補助金交付要綱、第85条の規定による改正前の富士見市民健康増進スポーツ大会開催事業補助金交付要綱、第86条の規定による改正前の富士見市スポーツフェスティバル開催事業補助金交付要綱、第87条の規定による改正前の富士見市スポーツ協会補助金交付要綱、第88

条の規定による改正前の富士見市地区体育祭開催事業補助金交付要綱、第 89 条の規定による改正前の富士見市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱、第 90 条の規定による改正前のふじみヘルシーウォーク大会開催事業補助金交付要綱、第 91 条の規定による改正前の富士見市文化財保存事業補助金交付要綱、第 92 条の規定による改正前の富士見市立学校開校記念事業補助金交付要綱、第 93 条の規定による改正前の富士見市教育研究会等補助金交付要綱、第 94 条の規定による改正前の富士見市小・中学校体育連盟補助金交付要綱、第 95 条の規定による改正前の富士見市老人クラブ等補助金交付要綱、第 96 条の規定による改正前の富士見市市民人材バンク推進員の会補助金交付要綱、第 97 条の規定による改正前の富士見市地域連携学習支援事業補助金交付要綱、第 98 条の規定による改正前の富士見市子ども大学ふじみ開催事業補助金交付要綱、第 99 条の規定による改正前の富士見市人権教育推進事業補助金交付要綱、第 100 条の規定による改正前の富士見市民大学開設事業補助金交付要綱、第 101 条の規定による改正前の富士見市民文化祭開催事業補助金交付要綱、第 102 条の規定による改正前の公益社団法人入間東部シルバー人材センター補助金交付要綱、第 103 条の規定による改正前の富士見市共同生活援助事業補助金交付要綱、第 104 条の規定による改正前の富士見市外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱、第 105 条の規定による改正前の富士見市商店街活性化推進事業補助金交付要綱、第 106 条の規定による改正前の富士見市委託外医療機関妊婦健康診査補助金交付要綱、第 107 条の規定による改正前の富士見市身体障害者手帳診断書料補助金交付要綱、第 108 条の規定による改正前の富士見市精神障害者保健福祉手帳診断書料補助金交付要綱、第 109 条の規定による改正前の富士見市生活保護世帯水洗便所改造補助金交付要綱、第 110 条の規定による改正前の富士見市民間保育所等運営改善事業補助金交付要綱、第 111 条の規定による改正前の富士見市民間保育所等施設補修事業補助金交付要綱、第 112 条の規定による改正前の富士見市民間保育所振興事業補助金交付要綱、第 113 条の規定による改正前の富士見市休日保育事業補助金交付要綱、第 114 条の規定による改正前の富士見市障害者自動車運転免許取得補助金交付要綱、第 115 条の規定による改正前の富士見市障害者自動車改造事業補助金交付要綱、第 116 条の規定による改正前の富士見市重度身体障害児・者居宅改善整備事業補助金交付要綱、第

117条の規定による改正前の富士見市地域敬老事業補助金交付要綱、第118条の規定による改正前の富士見市健康まつり開催事業補助金交付要綱、第119条の規定による改正前の富士見市保育支援事業補助金交付要綱、第120条の規定による改正前の富士見市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱、第121条の規定による改正前の富士見市民間保育所等緊急整備事業補助金交付要綱、第122条の規定による改正前の富士見市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱、第123条の規定による改正前の富士見市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱、第124条の規定による改正前の富士見市民間保育所等延長保育事業補助金交付要綱、第125条の規定による改正前の富士見市病児・病後児保育事業補助金交付要綱、第126条の規定による改正前の富士見市中小企業退職金共済契約等掛金補助金交付要綱、第127条の規定による改正前の富士見市労働団体福祉活動事業補助金交付要綱、第128条の規定による改正前の富士見市商店街等環境整備事業補助金交付要綱、第129条の規定による改正前の富士見市商店街街路灯使用電気料金補助金交付要綱、第130条の規定による改正前の富士見市地域介護・福祉空間整備推進補助金交付要綱、第131条の規定による改正前の生産緑地法第10条第2項に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定に係る手続に関する要綱、第132条の規定による改正前の富士見市不妊検査・不育症検査補助金交付要綱、第133条の規定による改正前の富士見市不妊治療補助金交付要綱、第134条の規定による改正前の富士見市レスパイトケア促進事業補助金交付要綱、第135条の規定による改正前の富士見市舞台芸術鑑賞会開催事業補助金交付要綱、第136条の規定による改正前の富士見市民間保育所災害復旧事業補助金交付要綱、第137条の規定による改正前の富士見市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱、第138条の規定による改正前の富士見市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱、第139条の規定による改正前の富士見市開発行為等指導要綱、第140条の規定による改正前の富士見市新春縄文マラソン開催事業補助金交付要綱、第141条の規定による改正前の富士見市ひとり親家庭等子育て支援助成金支給要綱、第142条の規定による改正前の富士見市野菜価格安定事業補助金交付要綱、第143条の規定による改正前の富士見市認定農業者等チャレンジ支援事業補助金交付要綱、第144条の規定による改正前の富士見市乳がん検診補助金交付要綱、



第145条の規定による改正前の富士見市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱、第146条の規定による改正前の富士見市私道寄附採納要綱、第147条の規定による改正前の富士見市私立幼稚園特色のある幼児教育推進事業実施要綱、第148条の規定による改正前の富士見市私立幼稚園特色のある幼児教育推進事業補助金交付要綱、第149条の規定による改正前の富士見市次世代自動車購入促進補助金交付要綱、第150条の規定による改正前の富士見市空家除却補助金交付要綱、第151条の規定による改正前の富士見市空家利活用補助金交付要綱、第152条の規定による改正前の富士見市空家バンク事業実施要綱、第153条の規定による改正前の富士見市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱、第154条の規定による改正前の富士見市訪問型在宅レスパイトケア事業補助金交付要綱、第155条の規定による改正前の富士見市雨水貯留施設設置補助金交付要綱、第156条の規定による改正前の富士見市地域猫活動推進事業補助金交付要綱、第157条の規定による改正前の富士見市デマンドタクシー運行事業補助金交付要綱、第158条の規定による改正前の富士見市認可外保育施設指導監督実施要綱、第159条の規定による改正前の富士見市新制度未移行幼稚園による副食費の徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱、第160条の規定による改正前の富士見市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱、第161条の規定による改正前の富士見市コミュニティ活性化事業補助金交付要綱、第162条の規定による改正前の富士見市産後サービス事業実施要綱、第163条の規定による改正前の富士見市特別の理由による任意予防接種補助金交付要綱、第164条の規定による改正前の富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金交付要綱、第165条の規定による改正前の富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱、第166条の規定による改正前の富士見市成年後見人等に係る報酬助成要綱、第167条の規定による改正前の富士見市隣地統合促進補助金交付要綱、第168条の規定による改正前の富士見市セーフティ小口融資保証料補助金交付要綱、第169条の規定による改正前の富士見市セーフティ小口融資利子補給金交付要綱、第170条の規定による改正前の日登美杯少年少女レスリング大会開催事業補助金交付要綱、第171条の規定による改正前の農バルプロジェクト事業企画委員会補助金交付要綱、第172条の規定による改正前の富士見市内共通商品券発行事業等補助金交付要綱、第173条の規定による改正前の富士見市立学校文

化芸術振興事業補助金交付要綱、第174条の規定による改正前の富士見市禁煙外来治療費補助金交付要綱及び第175条の規定による改正前の富士見市土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年6月23日告示第278号）

この告示は、令和5年6月30日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条、第6条、第9条関係）

（令5告示278・全改）

用具名	対象者	基準額	耐用年数	性能等
特殊寝台	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	154,000円	8年	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（訓練用ベッドを含む。）
特殊マット	下肢又は体幹に係る障害程度が1級で常時介護を要する障害者等（原則として3歳以上の者とする。）	19,600円	5年	じよくそう 褥瘡、失禁等による汚損を防止できる機能を有するもの
特殊尿器	下肢又は体幹に係る障害程度が1級の者で常時介護を要する障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	67,000円	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの
入浴担架	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は	82,400円	5年	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入

	2級の者で入浴に介護を要する障害者等 (原則として3歳以上の者とする。)			浴できるもの
体位変換器	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の者で下着交換等に介護を要する障害者等(原則として学齢児以上の者とする。)	15,000円	5年	障害者等又は介護者が容易に使用できるもの
移動用リフト	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の障害者等(原則として3歳以上の者とする。)	159,000円	4年	介護者が障害者等を移動させるため容易に使用できるもの(天井走行型のもの及び設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)
訓練いす	下肢又は体幹に係る障害程度が1級又は2級の障害者等(原則として3歳以上の者とする。)	33,100円	5年	テーブルが付属されたもの
入浴補助用具	下肢又は体幹に障害がある者で入浴に介護を要するもの(原則として3歳以上の者とする。)	90,000円	8年	入浴時の移動、座位の保持等を補助し、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの(設置に当たり工事を伴うものを除く。)
便器	下肢又は体幹に係る	手すり付	8年	障害者等が容易に使用で

	障害程度が1級又は2級の障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	9,850円 手すりなし 4,450円		きるもので、手すりを付けることができるもの (取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)
頭部保護帽	障害者等が、その障害を原因としたてんかん発作等により転倒を繰り返すもの	スポンジ及び革を主材料とした場合 12,768円 スポンジ、革及びプラスチックを主材料とした場合 30,870円	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
つえ	平衡機能、下肢又は体幹に障害のある障害児等でつえの使用により歩行機能が補完されるもの（原則として学齢児以上の者とする。）	木製 2,266円 軽金属製 3,090円	3年	T字型又は棒状で、歩行機能を補完するもの
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹に障害のある障害児等で家庭内の移動に介助を必要とするもの（原則として3歳以上の者とする。）	60,000円	8年	障害者等の身体状況を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等が可能となる手すり、スロープ等（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）

特殊便器	上肢に係る障害程度が1級又は2級の障害児等（原則として学齢児以上の者とする。）	151,200円	8年	足踏ペダル等で温水及び温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
火災警報器	身体の障害程度が1級又は2級の障害者等（火災の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	15,500円	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光によって屋外にも火災の発生を知らせることができるもの（1世帯に2台を限度とする。）
自動消火器	身体の障害程度が1級又は2級の障害者等（火災の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	28,700円	8年	室内温度の異常上昇又は炎を感知し、自動的に消火液を噴射することで初期火災を消火できるもの
電磁調理器	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	41,000円	6年	障害者等が容易に使用できるもの
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	7,000円	10年	障害者等が容易に使用できるもの

	る。)			
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚に係る障害程度が1級若しくは2級の障害者等又は児童福祉法第4条第1項に規定する乳児を養育している聴覚に障害がある障害者等 (聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	87,400円	10年	音声を聴覚、触覚等により認識できるもの
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等(原則として学齢児以上の者とす る。)	60,000円	6年	ICタグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの
透析液加温器	腎臓に係る障害程度が1級又は3級の者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	51,500円	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの
ネブライザー	身体の障害程度が3級以上で、この障害由来により本用具が必要になった障害者等	36,000円	5年	障害者等が容易に使用できるもの
電気式たん吸引器	身体の障害程度が3級以上で、この障害	56,400円	5年	障害者等が容易に使用できるもの

	由来により本用具が必要になった障害者等			
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者等	17,000円	10年	障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	9,000円	5年	障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用体重計	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	18,000円	5年	障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用血圧計	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	9,700円	5年	障害者等が容易に使用できるもの
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメ	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身体障害が原因で、医師が必要と認める障害者等	157,000円	5年	人工呼吸器等により、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの
		60,000円		障害者等が容易に使用で

ーター)				きるもの
発動発電機人工呼吸器外部バッテリー	身体の障害により在宅で常時人工呼吸器を使用する障害者等	100,000円	6年	介護者が容易に使用できるもの
携帯用会話補助装置	音声、言語又は肢体の機能に障害があり、発声及び発語が著しく困難な障害者等	98,800円	5年	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの
点字ディスプレイ	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等(日常生活上、本装置が必要と認められ、使用可能な障害者等に限る。)	383,500円	6年	コンピュータ画面の情報を点字等により示すことができるもの
点字器	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等	標準型	7年	点筆を用いて点字を打つもの
		(1)真ちゅう板製 10,712円 (2)プラスチック製 6,798円		
		携帯用	5年	
		(1)アルミニウム製 7,416円 (2)プラスチック製		



		1, 699円		
点字タイプライター	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等で就労又は就学しているもの（就労が見込まれる者を含む。）	63, 100円	5年	障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	録音再生機 85, 000円 再生専用機 35, 000円	6年	音声等により操作ボタンを覚知し、又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音し、及び記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用できるもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	99, 800円	6年	文字情報と同一紙面に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害がある者で読書器により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上の者とする。）	198, 000円	8年	画像入力装置を読みたいものの上に置くと拡大された画像及びモニターに映し出せるもの（暗所視支援眼鏡を含む。）
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚に障害がある障害者	点字図書価格	—	点字により作成された図書

	等			
視覚障害者用時計	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等（音声式にあつては、手指の感触に障害等があるために触読式では解読が困難な者に限る。）	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年	障害者等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用通信装置	聴覚又は発声及び発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等のために本装置が必要と認められる障害者等（原則として学齢児以上の者とする。）	71,000円	5年	一般の電話器に接続できるもので、文字等による通信が可能な機器であつて障害者等が容易に使用できるもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害がある者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの（原則として学齢児以上の者とする。）	88,900円	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信するもの
人工喉頭	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した障害者等	笛式 5,150円 （気管カニューレ付きの場合は、 3,100円増し	4年	音声機能を補完するもの

		とする。)		
		電動式 72,203円	5年	
埋込型用人工鼻	音声言語機能障害又はこれと同等程度の障害と認められる障害者等であって常時埋込型の人工喉頭を使用している者	23,100円	—	HMEカセット、アドヒーシブ及びその他の適用品目であってそれぞれ障害者等が容易に使用できるもの
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚に係る障害程度が1級又は2級の障害者等	29,000円	6年	地上デジタル放送、災害時の緊急放送を受信できるもので、障害者等が容易に使用できるもの
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の障害者等（パーソナルコンピュータの使用により社会参加が見込まれる者に限る。）	100,000円	—	パーソナルコンピュータ等を使用する際に必要な周辺機器やソフトウェア（視覚障害者用ワープロソフト、アプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト、インテリキー、ジョイスティック等）
ストマ装具（ストマ	腹部に人工肛門を増設した障害者等	8,858円	—	蓄便袋
用品、洗腸用具）	腹部に人工膀胱を増設した障害者等	11,639円	—	蓄尿袋
紙おむつ等	①から④のいずれかに該当する障害者等（①から③は原則と	12,000円	—	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿

して3歳以上の者とする。④は原則として18歳以上の者とする。)

①ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらん等によりストマ用装具の使用が困難な障害者等

②先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害がある障害者等

③脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な障害者等

④常時失禁状態にあり、紙おむつを必要とする最重度の知的障害がある者で、排尿又は排便の意思表示が困難かつトイレ誘導等の対応において効果がないもの

収尿器	排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする障害者等	男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円	1年	排尿機能を補完するもの
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る。）に係る障害程度が3級以上の者	200,000円	—	障害者の居宅生活を円滑にする用具で、設置に小規模な改修工事を伴うもの
携帯用信号装置	聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の障害者等 （原則として学齢期以上の者とする。気管切開し、人工呼吸器を装着しており、発声不能で呼吸筋が麻痺している呼吸器機能障害を有する者も含む。）	20,200円	5年	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの
視覚障害者用誘導装置	視覚に係る障害程度が1級又は2級で、音声による誘導を必要とする障害者等	56,000円	10年	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの又は超音波等により障害物までの距離を測り振

				動するもの
車いす用 段差昇降 機	常時車いすを使用す る障害者等	260,000円	15年	地面と屋内床面の高低差 が1m程度の場合で、車い すに乗ったままの状態 で、昇降が可能なもの
人工内耳 用電池	人工内耳を装用して いる障害者等（電池 式）	2,500円	1月	人工内耳用として使用す る者（充電池及び充電器 との併用はできないもの とする。）
	人工内耳を装用して いる障害者等（充電 池、充電器）	30,000円	3年	人工内耳用として使用す る者（電池式との併用は できないものとする。）

様式第1号(第7条関係)

日常生活用具給付等申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

住 所

申請者

氏 名

次のとおり日常生活用具の給付等を受けたいので申請します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日( 歳)	
	住 所					
	身体障害者手帳 番 号	県 第 号			年 月 日交付	
	障 害 名				障 害 等 級	
	療育手帳番号	県 第 号			年 月 日交付 障 害 等 級	
世 帯 の 状 況	氏 名	対象者との 統 柄	生 年 月 日	職 業	備 考 (対象者に対する介護の状況)	
申 請 理 由		添付書類 見積書・その他( )				
給付等を受けたい 用具名(形式等)		居室生活動作補助用具(住宅改修)				
工 事 内 容	区 分			居室生活動作補助用具		
	1 手すりの取付け	4 段差の解消	1 便器 4 手すり			
	2 床又は道路面の材料の変更	5 扉の取替え	2 スロープ			
	3 便器の取替え	6 その他( )	3 その他( )			
添付書類 図面・仕様書・その他( )						
同 意 書						
日常生活用具の給付等の利用者負担額決定にあたり、私及び同居家族の生活保護決定状況、課税台帳、住民基本台帳を閲覧することに同意します。						
住 所						
氏 名						

様式第2号(第7条関係)

日常生活用具給付等決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付で申請のありました日常生活用具の給付等については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定

給付(貸与)番号	第 号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名		引渡し年月日	年 月 日
給付(貸与)する用具名(形式等)			
業者	名称	電話	
	所在地	F A X	
基準額	見積額	利用者負担額	支給額
円	円	円	円
月額負担上限額			
円			
注意事項			

2 却下  
(理由)



様式第3号(第7条関係)

日 常 生 活 用 具 給 付 券				
発 行 番 号	第 号	発 行 年 月 日	年 月 日	
対 象 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日( 歳)	
住 所				
保 護 者 氏 名		対 象 者 と の 続 柄		
給 付 す る 用 具 名 (形 式、規 模 等)				
業 者	名 称	電 話		
	所 在 地	F A X		
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	支 給 額	
円	円	円	円	
月 額 負 担 上 限 額				
円				
上記のとおり決定する。 年 月 日 富士見市長 <span style="float: right;">印</span>				
受 領 年 月 日 (居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 は 完 了 日)	年 月 日	受 領 者 氏 名	続 柄	
添 付 書 類	領 収 書 等・完 成 写 真 等			
市 確 認 欄				
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 職 員	職 名 氏 名	
備 考				

様式第1号（第7条関係）

（平25告示103・令4告示119・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

（令4告示119・一部改正）